

大会における座長および分科会運営に関する規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、日本保育者養成教育学会の大会における分科会の座長を選出する方法および分科会運営の仕方について定める。

(座長の選出と依頼)

第2条 各分科会には、適宜、若干名の座長をおく。

- 2 座長は、原則として本学会会員で、大学等における教授または准教授職相当の会員を当てる。
- 3 座長候補者は、大会実行委員会が選出し、日本保育者養成教育学会会長が文書をもって依頼する。

(ポスター発表分科会の運営)

第3条 座長および大会実行委員会はポスター発表分科会の運営に関わる次の業務を行う。

(1) 座長の業務

- ①座長は、発表者の発表の仕方に不適切な点がある場合は、適宜注意をし、ルールにかなった発表が行われるように努める。
- ②参加者からの質問が少ない場合には、座長は適宜発表者に質問するなどして、参加者同士の質疑応答が活発になるように配慮する。
- ③座長は、発表者および参加者に礼節を欠く言動や分科会の運営を妨げる言動が見られるときには適宜注意し、分科会が研究交流の場として相応しいものとなるように努める。
- ④座長は、発表が大会研究発表に関する諸規程にかなっているかを確認し、分科会終了後に研究発表認定審査会に報告する。

(2) 大会実行委員会の業務

- ①大会実行委員会は、発表者の出席を確認し、その結果を座長に報告する。
- ②大会実行委員会は、発表の仕方についてルール違反がないか監督し、結果を座長に報告する。

(口頭発表分科会の運営)

第4条 座長および大会実行委員会は口頭発表分科会の運営に関わる次の業務を行う。

(1) 座長の業務

- ①座長は、分科会開始前に、分科会の運営の仕方および発表の成立条件について発表者および参加者に説明する。
- ②座長はプログラムに従い、分科会の司会進行を行い、発表者に不平等が生じないように努める。
- ③発表者の欠席および発表の取り下げがある場合も、座長はプログラムに明記された時間通りに分科会を運営する。
- ④座長は、発表者の発表の仕方に不適切な点がある場合は、適宜注意をし、ルールにかなった

発表が行われるように努める。

- ⑤参加者からの質問が少ない場合には、座長は適宜質問をするなどして、議論が深まるように配慮する。
- ⑥座長は、発表者および参加者に礼節を欠く言動や分科会の運営を妨げる言動が見られるときには適宜注意し、分科会が研究交流の場として相応しいものとなるように努める。
- ⑦座長は、発表が大会研究発表に関する規程にかなっているかを確認し、分科会終了後に研究発表認定審査会に報告する。

(2) 大会実行委員会の業務

- ①大会実行委員会は、発表者の出席を確認し、その結果を座長に報告する。
- ②大会実行委員会は、発表時間を管理するなど、座長の司会進行をサポートする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則 本規程は、平成30年12月1日から施行する。